

郵便入札の手引き

R3. 3. 11

栃木県農政部農政課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式の実践に向けた取り組みとして、栃木県農政部農政課における入札等の手続きについては、当面の間、下記のとおり郵便入札により行います。

入札参加希望者は、公告、入札参加説明書等を御確認の上、入札に御参加ください。

入札関係書類（入札書、委任状及び辞退届は除く。）への押印は省略することとしました。

記

1 郵便入札の定義

栃木県農政部農政課が行う業務委託に係る一般競争入札又は指名競争入札のうち、郵便による入札を実施が可能であるものを郵便入札とする。ただし、郵送が困難な場合は、持参による入札も可能とする。

2 入札の参加方法

入札の参加については以下の手続きによる。

入札参加申請書及び入札書は、競争入札参加資格者名簿に登録されている契約等権限者名で作成すること。

契約等権限者とは、代表者又は契約権限を委任している場合は受任者をいう。

郵便入札に要する費用についてはすべて入札参加者の負担とする。

(1) 入札参加申請書の提出方法

電子メールにより入札参加申請書提出期限までに提出すること。なお、入札参加申請書への押印は不要とする。

提出先：nousei@pref.tochigi.lg.jp

表題は、「入札参加申請書 案件名 開札日」とする。

(2) 入札書について

代理人名で入札書を作成し提出する場合は委任状が必要となる。

ア 郵送の方法

- ・「一般書留」又は「簡易書留」による郵送とする。
- ・入札書の到着期限は、入札説明書に記載している期限までとする。期限までに到着しない入札書は無効とする。

イ 封筒について

封筒には必ず必要事項を記載の上、郵送すること。

また、入札書を封入した封筒には契約等権限者の印（代理人が提出する場合は代理人の印も可）で封かんすること。

【封筒の記載項目】

- ① 開札日
- ② 案件名
- ③ 「入札書在中」朱書

④ 一般書留又は簡易書留 朱書

⑤ 入札参加希望者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職・氏名

※ 入札参加申請書と入札書を同時に郵送する場合は、入札書を封入した封筒（内封筒）と入札参加申請書を外封筒に入れ「入札参加申請書及び入札書在中」と記載の上郵送すること。

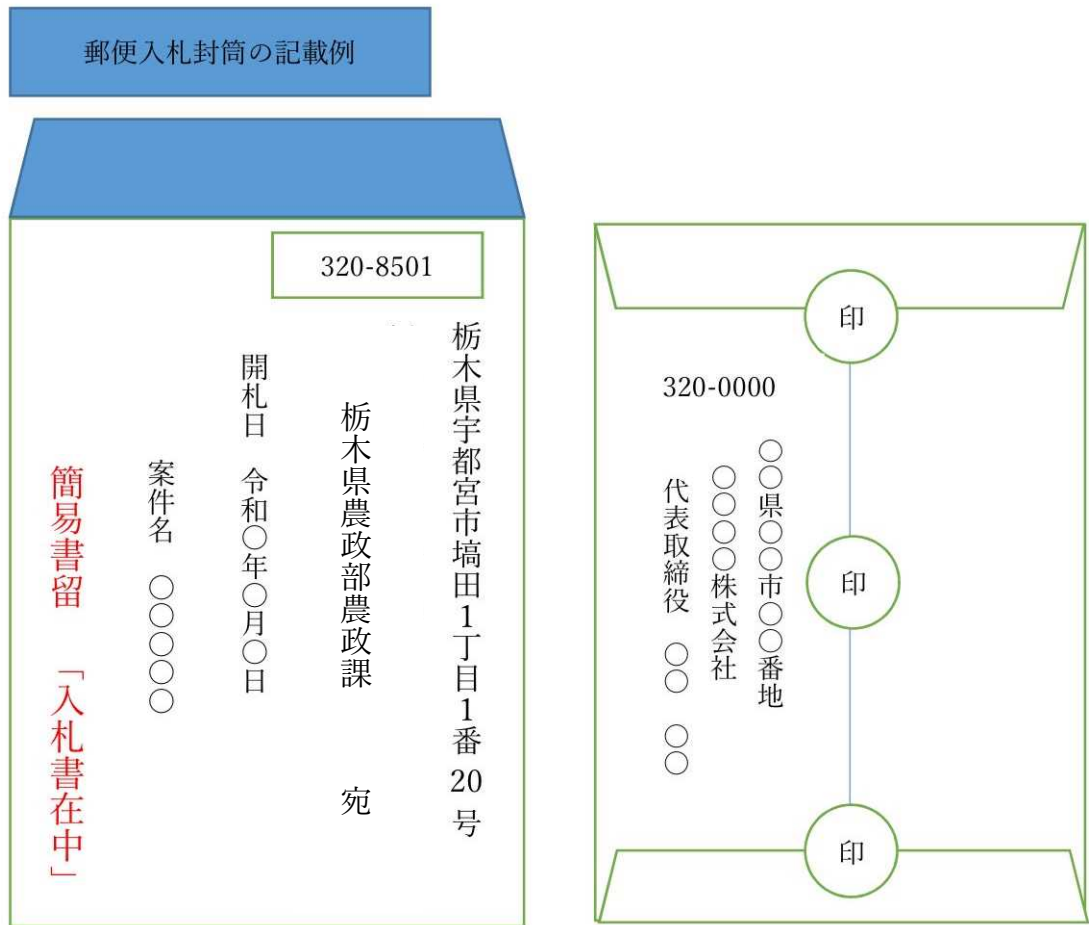
代理人名で入札書を作成し提出する場合は、委任状も併せて外封筒に入れること。

※ 入札参加申請書を持参する場合は、封入を省略することができる。

ウ 郵送先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目-1-20

栃木県農政部農政課 宛



【封入書類】

入札書、積算内訳書（提出を求められている場合・積算内訳書への押印は不要）

※ 入札参加申請書等や委任状は入札書の封筒に同封せず外封筒に入れること。

3 入札書の記載方法

入札書は入札説明書に添付した様式（栃木県ホームページからダウンロード可）を使用し、任意の3桁の数字（001～999）をくじ番号とするので忘れずに記入すること。

【記載例】

1	2	3
---	---	---

4 入札書の取り扱い

受領期限以降は、差し替え及び再提出は認めない。

また、入札書の封筒の記載をもっては入札案件を特定できない場合又は入札参加資格の確認の結果入札参加が否となった場合は、その者が提出した入札書の開封は行わず、入札書は無効とする。

なお、入札が中止又は取消しとなった場合、入札書は返却しない。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、受領期限までに入札辞退届を郵送又は持参にて提出すること。受領期限までに入札書が届かない場合は入札を辞退したものとみなす。

6 開札の立会い

当該入札に関係のない職員を立ち合わせて開札を行うものとし、郵便入札参加者の立会いは行わない。

7 入札回数

2回までとする。1回目の入札の結果、落札者がいなかった場合は、直ちに2回目の入札を行う。

- ・ 応札者に対して2回目の入札実施について電話で連絡
- ・ その後、1回目の最低価格入札者、入札書記載金額及び入札書提出期限を記載したものを入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛て電子メールにより送付
- ・ 入札希望者は、県が指定する日時までに、2回目の入札書を電子メール等により提出し、後日原本を提出する。
- ・ 指定の日時までに入札書が到着しなかった場合は辞退とみなす。

8 同額入札の場合

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、入札書に記入された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ番号に数字の記入がない場合、数字が不明瞭な場合のくじ番号は「000」とする。

【くじの方法】

- (1) くじ対象者を業者名称の「あいうえお」順に並べる。
- (2) 業者名を「あいうえお」順に並べ、0から順に余り番号を付す。
1文字目が同じ場合は2文字目の「あいうえお」順とする。
- (3) くじ対象者の入札書に記入されたくじ番号の総和を算出する。
- (4) 算出された数値をくじ対象者数で除し、余りとなる数値を創出する。
- (5) (2) で付された余り番号と(4) で創出された余りの数字が一致した業者を「落札」とする。

○以下に3者が同額入札となった場合の事例を記す。

No	業者名称	くじ番号	余り番号
1	(株)うつのみや商会	123	0
2	(有)かいけい	679	1 落札
3	とちぎ(株)	000	2
	くじ番号合計 (A)	802	
	(A) ÷ 3 (くじ対象者数) =	267 (余り 1)	

※上記の例では「(有)かいけい」の落札となる。

9 開札結果の通知

落札者を決定したときは、応札者に、落札者名及び落札金額を電子メールにより通知する。

※ その他不明な点等がありましたら、栃木県農政部農政課まで連絡をお願いします。

栃木県農政部農政課

TEL : 0 2 8 - 6 2 3 - 2 2 8 4

FAX : 0 2 8 - 6 2 3 - 2 3 4 0

E-mail : nousei@pref.tochigi.lg.jp